

政策体系	政策No.	6	政策名	共生・協働のまちづくり			施策主管課	企画政策課		
	施策No.	4	施策名	男女共同参画の推進	重点施策		施策主管課長名	山口 昌樹		
施策関係課名		市民課、児童福祉課、総務課、生涯学習課								
1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針 男女共同参画社会の形成に向けて、「霧島市男女共同参画計画」を推進することで成果の向上を目指す。										
2 施策の目的と成果把握										
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市民								
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
A	人口	人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098	
			実績値	127,773	127,450	127,662	127,487	127,365	127,475	
B	事業所数 ※事業所数は、事業所・企業統計調査結果H21から経済センサス(事業所数については、最新のデータである平成18年の事業所数を採用した。)	事業所	見込み値						5,445	
			実績値	4,989	4,989	5,392	5,392	5,392	4,819	
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		男女が自らの意思によって社会に共同参画をしている。								
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)								
		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	%	成り行き値	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3	
			目標値	13.5	13.0	12.5	11.5	11.0	10.0	
			実績値	13.5	8.7	8.4	7.4	8.2	8.2	
			達成率	100%	133%	133%	136%	125%	118%	
			結果	○	◎	◎	◎	◎	◎	
B	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	%	成り行き値	15.2	15.6	15.8	16.0	16.2	16.4	
			目標値	17.0	18.0	19.0	21.0	23.0	25.0	
			実績値	20.3	22.6	28.6	30.0	29.7	25.9	
			達成率	119%	126%	151%	143%	129%	104%	
			結果	◎	◎	◎	◎	◎	○	
C	方針決定過程に参画している女性の割合	%	成り行き値	20.3	20.4	20.4	20.4	21.4	21.4	
			目標値	21.0	23.0	25.0	27.0	29.0	31.0	
			実績値	18.4	19.6	20.5	20.9	22.1	22.6	
			達成率	88%	85%	82%	77%	76%	73%	
			結果	△	△	△	△	△	△	
D	市内の事業所における女性管理職の割合	%	成り行き値	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5	
			目標値	2.0	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	
			実績値	1.9	2.6	1.9	1.7	1.7	7.7	
			達成率	95%	130%	76%	57%	49%	193%	
			結果	○	◎	△	△	△	◎	
E			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		⑥ 平成24年度の目標値設定の考え方								
・A…DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた経験のある市民の割合 ※男女共同参画に関する市民意識調査 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 ・B…社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 ・C…方針決定過程に参画している女性の割合 ※市の審議会・委員会等への女性委員、自治会、PTAに参画している女性の割合→県が依頼する女性公職参加状況調査 ・D…市内の事業所における女性管理職の割合 ※従業員30名以上の市内事業所に対するアンケートにより把握 ↓ 従業員20人以上の市内事業所に対するアンケートにより把握		A 「DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合」については、被害者救済のための相談体制の整備を図るとともに、予防と根絶に向けた啓発活動の実施により3.9ポイントの減少を目指す。 B 「社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合」については、男女平等の実現に向けた教育、学習の推進及び広報・啓発活動の実施により9.8ポイントの成果向上を目指す。 C 「方針決定過程に参画している女性の割合」については、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、共に責任を担い、男女平等を実質的に実現するため、10.7ポイントの成果向上を目指す。 D 「市内の事業所における女性管理職の割合」については、県内平均の10.3%(平成16年度)と比較するとかなり低い現状にあり、さらなる啓発向上を図ることに、2.1ポイントの成果向上を目指す。 E								

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- 女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた体制整備を図り、誰もが安心して暮らせるようにする必要がある。
- 真の男女平等の実現に向けた教育、学習を推進する必要がある。
- 男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する必要がある。
- 就労の場における男女間の待遇等の格差解消を図る必要がある。
- 男女を問わず、育児や介護、その他の家庭活動を担い、仕事との両立ができるよう支援を行う必要がある。
- 条例の制定など男女共同参画を推進する体制・仕組みの充実強化を図る必要がある。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ■市…①条例第4条(市の責務)に基づき、男女の実質的な機会の平等を実現するための措置(積極的改善措置)を含む施策を策定・実施するとともに、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、男女共同参画の推進に取り組む。②平成25年3月に策定した「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」に基づき、男女共同参画の推進に関する取組を全庁横断的に実施する。 ■県…平成25年3月に策定した第2次鹿児島県男女共同参画基本計画に基づく取組 ■国…男女共同参画基本計画に基づく取組及び男女共同参画に関連する法制備 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民…条例第5条(市民の責務)に基づき、あらゆる分野で性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すなど、男女共同参画の推進に関する様々な取組に努める。 ■事業者…条例第6条(事業者の責務)に基づき、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場づくりに取り組むとともに、職場内において男女がともに意思決定の場へ参画する機会を拡大するよう努める。

② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 【国の動き】
- 安倍内閣が経済再生に向けて展開している「3本の矢」の一つである「成長戦略」の柱の一つとして、女性の人材活用が打ち出された。具体的には、①上場企業で役員に1人以上の女性登用を経済界に要請。②平成29年度までに待機児童ゼロを目指す。③待機児童解消加速化プランの実施。④子どもが3歳になるまでの育児休業を経済界に要請。⑤育児休業からの復職支援。
 - 相次ぐストーカー殺人事件を教訓として、「デートDV」と呼ばれる恋人間の暴力から被害者を守ることを目的に、平成25年6月に「DV防止法」が改正された。(改正前の法律は、事実婚を含む配偶者と元配偶者からの暴力を対象としていたが、改正後は、「生活の根拠を共にする交際相手からの暴力」まで拡大。)
 - 内閣府が平成24年に実施した世論調査において、「夫は外で働き、妻は家を守るべきである」という考え方について、賛成の割合が反対の割合を上回った。賛成の割合が男女共に前回調査より増えたのは、昭和54年の調査開始以来初めてであった。
- 【市の動き】
- 市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に関する取組を実施することを目的に、平成24年4月1日に「霧島市男女共同参画推進条例」を施行した。
 - 男女共同参画の推進に関する取組を全庁横断的に実施することを目的に、平成25年3月に「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」を策定した。

③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

- 男女共同参画の推進は幼少期からの教育や学習が非常に重要であるため、生涯を通じた教育や学習の場において、「男女共同参画の視点」を取り入れていく必要がある。
- 条例に掲げる基本理念を実現させるためには、市の全ての施策に「男女共同参画の視点」を取り入れるとともに、各部署が一体となって全庁横断的な取組を実施していく必要がある。
- 女性の登用を促進するため、市は積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関する取組を実施するべきである。

5 施策の現状

① 平成24年度施策の取組方針	② 平成24年度施策の取組方針の達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ①女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済のために、市関係部署を含め、DV被害者支援職務関係者研修を開催し、DVの実態及び法的支援についての理解を深め、関係機関との連携強化を図る。 ②政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進を図るとともに、積極的改善措置の取組を強化する。 ③男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るために広報・啓発を行う。 ④男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、広報・啓発・教育を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する取組を全庁横断的に進めるため、平成25年3月に「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」を策定した。 ①DV被害者については、庁内関係部署及び県等の関係機関と連携して適切に対応した。(相談件数:36件) ①DV被害者支援体制の強化を図ることを目的に、庁内関係部署、医療機関及び福祉施設職員等を対象に、「DV被害者支援職務関係者研修」を開催した。 ②附属機関等の委員の委嘱に当たっては、積極的改善措置(例:団体に推薦依頼を行う際、女性を推薦していただくよう配慮を求める。)に取り組むよう全部署に通知した。(附属機関等に占める女性の割合 H23年度末:24.9%→H24年度末:26.6%) ③市内100事業者に対し、「男女共同参画に関する企業実態アンケート調査」を実施し、事業所における男女共同参画に関する取組状況等を把握した。収集した調査内容については報告書としてとりまとめ、当該事業所にフィードバックするとともに、「霧島市男女共同参画推進条例と霧島市男女共同参画計画(後期計画)のあらまし」等の啓発リーフレットを送付した。 ④男女共同参画の基本理念に対する市民等の理解を深めるため、地区自治公民館を対象とした「地区別セミナー」等を開催した。

③ 平成24年度施策の目標値と実績値の比較		④ 平成24年度施策の成果指標の達成状況及び要因																																				
<p>目標達成 ◎ 105%以上 目標をほぼ達成 ○ 95%～105%未満 目標を未達成 △ 95%未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">平成24年度成果指標</th> <th rowspan="2">結果</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>10.0</td> <td>8.2</td> <td>125.0%</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>25.0</td> <td>25.9</td> <td>129.0%</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>31.0</td> <td>22.6</td> <td>76.0%</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>4.0</td> <td>7.7</td> <td>49.0%</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度成果指標			結果	目標値	実績値	達成率	A	10.0	8.2	125.0%	◎	B	25.0	25.9	129.0%	○	C	31.0	22.6	76.0%	△	D	4.0	7.7	49.0%	◎	E					<p>A…DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合は、平成23年度と同水準となった。成果指標の実績値が低下しない理由の一つとして、「DVまたはセクシュアル・ハラスメントが犯罪となる行為をも含む人権侵害である」という認識が市民に広がってきている一方で、近年、「デートDV」が社会問題化した結果、これまで潜在的であった被害者が顕在化してきたことがうかがえる。 なお、DV被害者の形態別内訳は、精神的暴力(64.8%)、社会的暴力(16.7%)、性的暴力(7.7%)、身体的暴力(7.2%)、経済的暴力(3.6%)となっている。</p> <p>B…社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合は、平成23年度と比較し3.8ポイントの成果低下となったが、本年度の目標を達成することができた。 なお、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計が37.2%であり、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」の合計6.2%を大きく上回る結果となった。 また、「平等になっている」と答えた人の割合が、男性で33.3%に対し、女性では20.5%となっており、男性の方が女性より平等感が高い結果となっている。</p> <p>C…方針決定過程に参加している女性の割合は、平成23年度と比較し0.5ポイントの成果向上となったが、本年度の目標を達成できなかった。その要因は、附属機関等の委員に構成団体の充て職(会長職)が多いこと、及び自治会における女性会長の割合が低い(9.5%)ことが挙げられる。</p> <p>D…市内の事業所における女性管理職の割合は、成果指標の測定方法を変更(回答事業者が15事業者(H23)から53事業者(H24)に増加)したことにより、H23年度と比較し6.0ポイントの成果向上となり、本年度の目標を達成することができた。 なお、業種別では、「医療・福祉分野」が67.7%と最も高く、次いで「卸売業・小売業」の28.6%となっている。</p>			
	平成24年度成果指標			結果																																		
	目標値	実績値	達成率																																			
A	10.0	8.2	125.0%	◎																																		
B	25.0	25.9	129.0%	○																																		
C	31.0	22.6	76.0%	△																																		
D	4.0	7.7	49.0%	◎																																		
E																																						
<p>⑤ 基本事業の 目標達成度 (平成24年度目標と 実績との比較)</p>		<p>○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 女性の人権の確立を目指す環境整備</td> <td>○</td> <td>④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発</td> <td>○</td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ あらゆる分野への男女共同参画の促進</td> <td>△</td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				① 女性の人権の確立を目指す環境整備	○	④			② 真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	○	⑤			③ あらゆる分野への男女共同参画の促進	△	⑥																				
① 女性の人権の確立を目指す環境整備	○	④																																				
② 真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	○	⑤																																				
③ あらゆる分野への男女共同参画の促進	△	⑥																																				
6 平成25年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)		7 平成26年度に向けた施策の課題・方向性																																				

基本事業No.	6-4-1	基本事業名	女性の人権の確立を目指す環境整備	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<p>■DVやセクシュアル・ハラスメント等の問題解決のために相談体制の整備等を図り、あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた取組みを推進する。</p> <p>■性差別につながる性・暴力表現を扱ったメディアから青少年やそれに接することを望まない者を守る取組みを推進する。</p> <p>■女性の生涯を通じた健康を支援し、健康に関する相談や情報提供を推進する。</p>	
②対象	市民
③意図	あらゆる形態の暴力の根絶を図る。

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
					成り行き値	目標値	実績値	達成率	結果	
A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3
				目標値	13.5	13.0	12.5	11.5	11.0	10.0
				実績値	13.5	8.7	8.4	7.4	8.2	8.2
				達成率	100%	133%	133%	136%	125%	118%
				結果	○	◎	◎	◎	◎	◎
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

- ・ DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合を、基本計画の最終年度には、10%の率に引き下げることとした。
- ・ 霧島市男女共同参画計画(平成19年度策定)に基づき、DVまたはセクシュアル・ハラスメントの問題解決のために相談体制の整備等を図り、あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた取組みを推進する。

4 平成24年度基本事業の取組方針 **5 平成24年度取組方針の達成状況**

<p>①女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済のために、市関係部署を含め、DV被害者支援職務関係者研修を開催し、DVの実態及び法的支援についての理解を深め、関係機関との連携強化を図る。</p> <p>②相談事業の広報を効果的に行うため、市内の民間企業・病院等に相談窓口カードやリーフレットを配布するなど広報の充実に努める。</p>	<p>平成22年3月に策定した「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」の一部見直しを行うとともに、同計画を、「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」の施策体系内に盛り込んだ。</p> <p>①DV被害者については、庁内関係部署及び県等の関係機関と連携して適切に対応した。(DV相談件数:36件)</p> <p>①福山高校及び国分高校において、「デートDV」をテーマとした参加型学習を行い、デートDV被害防止に努めた。</p> <p>①DV被害者支援体制の強化を図ることを目的に、庁内関係部署、医療機関及び福祉施設職員等を対象に、「DV被害者支援職務関係者研修」を開催した。</p> <p>①教職員を対象に、相談対応能力の向上のため、「スキルアップ講座」を開催した。</p> <p>②女性のための無料相談の案内を毎回市報に掲載するとともに、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、啓発ビデオの放映やパネル展を実施した。また、市広報誌2月号に、「その一歩から始まります」と題したDV特集記事を掲載した。</p> <p>②女性用トイレに「相談窓口カード」を配置した。</p>
---	---

6 平成24年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合は、平成23年度と同水準となった。成果指標の実績値が低下しない理由の一つとして、「DVまたはセクシュアル・ハラスメントが犯罪となる行為をも含む人権侵害である」という認識が市民に広がってきている一方で、近年、「デートDV」が社会問題化した結果、これまで潜在的であった被害者が顕在化してきたことがうかがえる。

なお、DV被害者の形態別内訳は、精神的暴力(61.6%)、社会的暴力(16.4%)、性的暴力(8.1%)、身体的暴力(7.3%)、経済的暴力(6.7%)となっている。

7 平成25年度基本事業の取組方針 **8 平成26年度に向けた基本事業の課題・方向性**

--	--

基本事業No.	6-4-2	基本事業名	真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	------------------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 男女平等に向けた教育・学習及び男女共同参画に関する広報・啓発を推進し、市民、事業所、行政における意識の醸成を図る。
- 男女共同参画の視点に立って市の施策を見直し、また慣行等の見直しが促進されるよう働きかける。

②対象	市民・事業所・行政	③意図	固定的な性別役割分担意識の解消を図る
-----	-----------	-----	--------------------

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
					成り行き値	目標値	実績値	達成率	結果	
A	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	15.2	15.6	15.8	16.0	16.2	16.4
				目標値	17.0	18.0	19.0	21.0	23.0	25.0
				実績値	20.3	22.6	28.6	30.0	29.7	25.9
				達成率	119%	126%	151%	143%	129%	104%
				結果	◎	◎	◎	◎	◎	○
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

・社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合を、基本計画の最終年度には、25%の水準とすることを目指すこととした。霧島市男女共同参画計画(平成19年度策定)に基づき、男女平等の実現に向けた学習、教育の推進及び広報、啓発を行い、市民・事業所・行政における平等意識の醸成を図ることで、比較的成果水準の高い20代、30代の水準に近づけることとした。

4 平成24年度基本事業の取組方針 **5 平成24年度基本事業の取組方針の達成状況**

<p>①男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を図るため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等の実現に向けた広報・啓発・教育を行う。</p> <p>②ブロック別セミナー(牧園・霧島)(国分・隼人・福山)、地区別セミナー(自治公民館単位)を開催し、男女平等の実現の推進を図る。</p>	<p>①・②男女共同参画の基本理念に対する市民等の理解を深めるため、次とおり男女共同参画セミナー等を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基礎講座(2回 54人) ・男女共同参画地区別セミナー(6地区 190人) ・男女共同参画ブロック別セミナー(2地区 110人) ・出前講座(5か所 98人) <p>①小・中学校においては、家庭教育学級や出前講座、子ども人権セミナー等の開催を通じ、男女共同参画の推進を図った。</p>
---	--

6 平成24年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合は、平成23年度と比較し3.8ポイントの成果低下となったが、本年度の目標を達成することができた。

なお、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計が37.2%であり、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」の合計6.2%を大きく上回る結果となった。

また、「平等になっている」と答えた人の割合が、男性で33.3%に対し、女性では20.5%となっており、男性の方が女性より平等感が高い結果となっている。

7 平成25年度基本事業の取組方針 **8 平成26年度に向けた基本事業の課題・方向性**

--	--

基本事業No.	6-4-3	基本事業名	あらゆる分野への男女共同参画の促進	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	-------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 女性のエンパワーメント支援を通じた計画的な人材育成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、地域や暮らしの実感を政策に反映させていく。
- 男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備やポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施を促進するために、事業主等への理解を求める情報の提供を行う。
- 仕事と家庭の両立を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに、家庭や職場・地域などにおける男女共同参画の気運等の醸成を図る。

②対 象	市民・事業所・行政	③意 図	方針決定過程へ女性の参画を図る。
------	-----------	------	------------------

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	方針決定過程に参画している女性の割合	%	県が依頼した女性公職参加状況調査	成り行き値	20.3	20.4	20.4	20.4	21.4	21.4
				目標値	21.0	23.0	25.0	27.0	29.0	31.0
				実績値	18.4	19.6	20.5	20.9	22.1	22.6
				達成率	88%	85%	82%	77%	76%	73%
				結果	△	△	△	△	△	△
B	事業所における女性管理職の割合	%	進出企業の従業員30名以上の市内事業所に対する調査	成り行き値	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5
				目標値	2.0	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0
				実績値	1.9	2.6	1.9	1.7	1.7	7.7
				達成率	95%	130%	76%	57%	49%	193%
				結果	○	◎	△	△	△	◎
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

・基本計画の最終年度には、方針決定過程に参画している女性の割合を31%、事業所における女性管理職の割合を4%の率を目指すこととした。霧島市男女共同参画計画（平成19年度策定）に基づき、女性のエンパワーメント支援を通じた計画的な人材育成を図り、方針決定過程への女性の参画を図る。男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進を図るために事業所への広報・啓発を図る。

4 平成24年度基本事業の取組方針

- ①政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進を図るとともに、積極的改善措置の取組を強化する。
- ②審議会等における女性委員の割合を上昇させるための手法（女性リスト資料の作成）等について検討を行う。
- ③男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るため広報・啓発を行う。

5 平成24年度基本事業の取組方針の達成状況

- ①附属機関等の委員の委嘱に当たっては、積極的改善措置（例：団体に推薦依頼を行う際、女性を推薦していただくよう配慮を求める。）に取り組むよう全部署に通知した。（附属機関等に占める女性の割合 H23年度末：24.9%→H24年度末：26.6%）
- ②人材リスト作成の是非を検討すべく、他自治体に対し聞き取り調査を行った結果、同リストへの登録は申請主義であるため登録者が少ないこと、また、登録者の多くは既に審議会等の委員に委嘱されているケースがほとんどであり、女性の参画拡大（多様な人材の確保）に繋がらないことが判明した。そのため、同リストの作成を見送ることとした。
- ③市内100事業者に対し、「男女共同参画に関する企業実態アンケート調査」を実施し、事業所における男女共同参画に関する取組状況等を把握した。収集した調査内容については報告書としてとりまとめ、当該事業所にフィードバックするとともに、「霧島市男女共同参画推進条例と霧島市男女共同参画計画（後期計画）のあらまし」等の啓発リーフレットを送付した。

6 平成24年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

- 方針決定過程に参加している女性の割合は、平成23年度と比較し0.5ポイントの成果向上となったが、本年度の目標を達成できなかった。その要因は、附属機関等の委員に構成団体の充て職（会長職）が多いこと、及び自治会における女性会長の割合が低い（9.5%）ことが挙げられる。
- 市内の事業所における女性管理職の割合は、成果指標の測定方法を変更（回答事業者が15事業者（H23）から53事業者（H24）に増加）したことにより、H23年度と比較し6.0ポイントの成果向上となり、本年度の目標を達成することができた。なお、業種別では、「医療・福祉分野」が67.7%と最も高く、次いで「卸売業・小売業」の28.6%となっている。

7 平成25年度基本事業の取組方針

8 平成26年度に向けた基本事業の課題・方向性